プレジデントワンより 「改正事業承継税制」 のお知らせ

後継者は決まっているが、自社株移転ができていない会社必見！

特例事業承継計画策定支援サービス

＜改正事業承継税制とは？＞

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行うものを対象とし、要件を抜本的に拡充します。

現状の課題

後継者は決まっていても、株や事業用資産の整理が終わっていない企業が多い。

代表者の年齢別に見た事業承継の準備状況

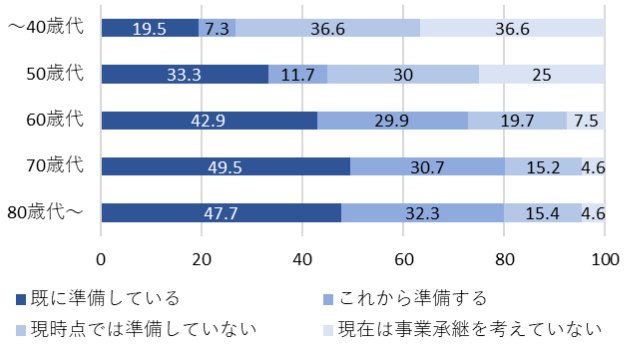

事業承継の準備内容

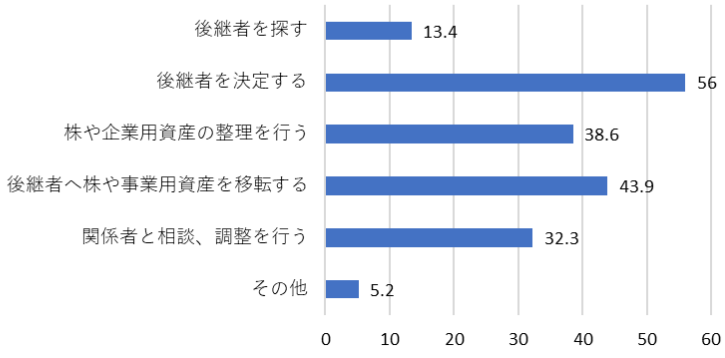

後継者は決まっているものの、具体的に準備を行っていない企業が過半数以上を占めています。

経済産業省によると、今後10年間の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。とあります。自社株の納税猶予制度は10年程前からありますが、実際の利用状況は、全国で、平成26年度は贈与税47件 ・ 相続税151件、平成27年度は贈与税274件 ・ 相続税243件、平成28年度は贈与税237件 ・ 相続税197件と十分に利用されているとはいえない状況です。 このような背景を踏まえ、国は中小企業の自社株の後継者への移転を促進するため、**平成30年度の税制改正で、自社株の納税猶予制度を抜本的に変更し、活用しやすくしました。**

具体的な改正ポイントは裏面をご覧ください

プレジデントワンより「改正事業承継税制」のお知らせ

改正のポイント

改正事業承継税制はメリットがたくさん！

POINT ①

納税猶予割合を100%に拡大。

・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式のすべてを納税対象とする
・納税割合を100%に拡大➡事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

POINT ②

最大3名までの後継者への承継も可能

親族以外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。多様な事業承継を支援。

POINT ③

従業員が平均8割未満でも猶予は継続

5年平均8割を満たせなかった場合には理由書を提出することで猶予は継続。理由書の作成は認定支援機関がサポート。

改正事業承継税制の活用を行う場合は、特例事業承継計画の作成を行い、都道府県庁に申請を行い、認定を受ける必要があります。

特例事業承継計画の策定は弊社へお任せください

法人名		ご連絡先	
ご担当者名		業種	
住所	〒		
ご要望	☐ 特例事業承継計画を依頼したい　☐特例事業承継計画について詳しく聞きたい		

＜お申し込みはこちらまで　FAX：052-243-3610＞
株式会社プレジデントワン　TEL：052-243-3662　名古屋市中区栄4丁目14番31号オークリッジ9F